

1. 社会福祉を取り巻く情勢

2023年（令和5年）年5月に我が国における新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が5類に移行し、同年5月のWHOによる新型コロナ「緊急事態終了」宣言がなされたことなどにより、日本国内においても社会全体での活動をコロナ感染拡大以前の日常に戻そうという動きがいつそう加速してきました。

しかしながら冬季に入ってから国内では、季節性インフルエンザの大流行とともに新型コロナの感染拡大が懸念される状況が続いています。

一方で、2022年（令和4年）2月に始まったロシアのウクライナ侵攻の長期化以降、パレスチナ問題など、世界情勢の不安定要因は依然として高く厳しい状況で続いています。

また国内では、急激な人口減少社会の要因とされる少子化、高齢化・単身世帯化などの社会問題により、国内市場の縮小や財政危機、投資の縮小や労働力不足、地域格差の拡大などの諸課題はますます深刻度が増しています。

これらの社会問題と諸課題の影響を受け、地域社会では生活支援を必要とする住民の増加とともに、福祉ニーズの複雑化・多様化が急速に進んでいます。

人口減少の問題、とりわけ福祉現場における労働力不足、人材不足はいつそう深刻です。

また、就労人口の減少は、社会保障費のひっ迫など、大きな社会問題になると予測されています。

こうした社会福祉を取り巻く情勢のなかで、地域社会での社会福祉法人の果たす役割や期待はますます高まっています。

法人では昨年（令和5年）11月、地域福祉連携拠点「希望の家コミュニティプラザ」を逆瀬川に整備いたしました。

法人にとってもこの建物が、障害者の地域生活支援拠点の中核となる役割を担う相談支援事業として「コミセン希望」の強化を図るとともに、地域の福祉の連携拠点として「地域共生社会の実現」の一助に資することができるよう、これまで以上に社会福祉法人としての責務を果たして行くことが求められています。

2. 令和6年度重点事業

令和6年度は、次の項目を法人の重点事業として事業展開を図ります。

1. コミュニティプラザを核にした地域連携事業への取り組み

昨年逆瀬川伊子志に整備したコミュニティプラザを核にして、法人が取り組んでいる「中長期計画」（2021年から2025年）を基礎にして「地域共生社会の実現」に向けた役

割の一助として、地域住民やボランティア、民生・児童委員、福祉関係者や関係機関などとの連携を強化し、地域福祉の推進に努めます。

1. 地域福祉活動の推進事業

民生児童委員、当事者団体、地元自治会と連携し、福祉コミュニティの醸成に向け、既存の各種福祉的サロン活動等へ働きかけ、積極的に地域福祉活動を推進します。

また、コミュニティプラザ内の地域連携ルームや小会議室などのスペースや付帯設備等を、希望される地域の福祉団体やグループなどに提供し、地域福祉活動の推進を応援します。さらに、地元自治会と協働して近隣の独居・高齢者世帯構成員を対象とした地域福祉に係る各種講座等を開催いたします。

2. 音楽活動を通じた事業活動

マルチセッションルームとその設備を活用し、法人がこれまで20年間にわたり取り組んできた音楽療法を地域化するために、地域の音楽的ニーズに即して音楽療法の活動や健康づくりに貢献します。

また、近隣の独居高齢者、高齢世帯構成員等を対象に、近隣大学等と連携して良質な音楽との触れ合いの機会を提供いたします。

II. 相談支援業務拡充への取り組み

コミュニティプラザに設置する相談支援事業所「コミセン希望」で実施する従来の障害者対象の相談業務に加えて、本法人における障害者の地域生活支援拠点としての機能を果たすとともに、高齢者・子ども等の属性を越え、包括的な相談支援体制の構築を図ります。

また、プラザ内に設置する各事業所の専門性を重層的・複合的に連携させ、子どもから大人までの「発達障害への支援業務」を一元的に実施するとともに、地域住民や関係団体・関係機関等からの地域での生活課題などに関する相談等についても横断的な相談体制を構築して、「断らない相談支援」の実現を目指します。

さらにまた、法人内の総合的相談窓口として種々のネットワークを活用するとともに、サービス利用を希望する市内の障害者への迅速な対応を職員一人ひとりが常に心がけて相談業務を担います。

III. 発達障害児者支援強化への取り組み

発達障害の可能性のある児童生徒の急増（「小中学生の8.8%が発達障害」：2022.12文科省調査結果）等に表される発達障害児への支援ニーズの高まりへの対応として、法人が実施している発達障害児者の事業所において「SST（ソーシャルスキル・トレーニング）療育」をさらに強化するとともに、放課後等デイサービスでのSST療育の促進に向け「保育所等訪問支援事業」をさらに推進して学校等での取り組みと理解促進についての強化を図ります。

IV. 重度障害者支援への取り組み

法人が設置する 3 つの障害者支援施設で長年にわたって取り組んできた重度障害者へ支援の取り組みをいっそう強化するとともに、利用者の加齢に伴う障害者支援区分の重度化や介護量の増加、介護方法・支援方法の多様化に迅速に対応できるよう、職員体制の強化として職員の増員、ロボットや IOT 機器の導入等の推進や医療ケアの充実に向け、グリーンホームクリニック、希望の家歯科診療所をはじめ市内外の医療機関との連携強化を進めてまいります。

また、重度障害者向けの介護技術の質の向上のための研修等への職員の参加を促進し、短期入所や緊急時の利用希望者の受入れなど、在宅の重度障害者への支援とサービスの充実に努めるとともに、「すこやか安心入所登録制度」、「緊急短期入所登録制度」の利用の促進により、地域の在宅障害者やそのご家族の期待と安心に応えてまいります。

そのうえで、本法人の 60 年以上にわたる障害福祉分野での活動実績を今後も維持継続することにより、「すこやか支援の最大化」を旨としてゆくこととし、「誰一人取り残さない支援」と「重度障害者に強い支援」のさらなる増進について、法人本部と施設・事業所が三位一体となって目指してまいります。

3. 社会福祉法人「希望の家」行動指針

(1) ESG 経営と SDG s の推進

① ESG を基本にした法人運営

第 1 期中長期計画に定めたとおり、「ESG」の環境・社会・統治の 3 つの要素を重視するとともに、長期的かつ持続的に ESG 経営を追求することにより、「短期的な成果のみならず、長期的かつ持続的な組織の価値を生む」という観点に根差した経営戦略を意識いたします。

② SDG s の推進

国連が提唱する「持続可能な開発目標 (SDG s)」に賛同し、持続可能な社会の実現に向けた積極的な取り組みを行っていきます。

(2) 利用者に対する基本姿勢

① 人権と主体性の尊重

利用者の自己決定と選択を尊重し、その権利擁護を実現するとともに、個人と家族の尊厳に配慮した良質かつ安心・安全なサービスを提供します。

② サービスの質の向上

常に利用者の立場に立って個々のニーズに応じた質の高い適切な福祉サービスを提供します。また、サービスの質の向上に向けた体制を構築します。

③ 地域との関係の継続

利用者の生活が施設やサービスの中で完結することなく、家族や知人・友人、地域住民との関係を保持し、さらに促進されるように支援します。

④生活環境・利用環境の向上

良質かつ安心・安全なサービス提供を保障するため、利用者の生活環境・利用環境の維持および向上に努めます。

(3) 社会に対する基本姿勢

①地域における公益的な取組の推進

地域における「8050 問題」などの様々な福祉課題、生活課題に主体的にかかわり、多様な関係機関との連携・協働を図り、公益的な取り組みを推進し社会的責任を果たします。また、地域福祉計画にも参画し、地域包括ケアの確立に取り組めます。

②信頼と協力を得るための情報発信

社会福祉法人が非営利法人として、積極的に活動していくためには、社会からの信頼や協力が必要不可欠です。今「見える化」にとどまらない「見せる化」を推進し、社会の信頼と協力を得るために、積極的な情報発信に取り組めます。

(4) 福祉人材に対する基本姿勢

①トータルな人材マネジメントの推進

経営理念に基づき、めざす法人経営を実現するため、期待する職員像を内外に明示し、トータルな人材マネジメントシステムを構築します。

②人材の確保に向けた取組の強化

良質な福祉人材の確保に向け、様々な採用手段を講じます。また、福祉の仕事の啓発のための情報発信、福祉教育にも取り組めます。

③人材の定着に向けた取組の強化

福祉サービスの継続と発展のために、多様な職種、職務形態、年代の職員が働きやすい環境を整えます。また、メンタルヘルス対策の推進、ワークライフバランスの実現を推進します。

④人材の育成

法人のめざす職員像に基づき、職務能力の開発及び全人的な成長を目的とした人材育成に取り組めます。また、職員の質の向上、福祉サービスの質と量の向上の「要」となるリーダー層の育成に取り組めます。

(5) マネジメントにおける基本姿勢

①組織統治（ガバナンス）の確立

国民の負託に応えるべく、公正かつ透明性の高い適正な経営を可能にする実効性のある組織体制を構築して組織全体を適切に統治します。

②コンプライアンス(法令遵守)の徹底

社会福祉法など関係法令はもとより、個人情報取扱い、守秘義務に関する諸規程等、さらには広い意味での社会的ルールやモラルを遵守した経営を行います。

③健全な財務規律の確立

公益性の高い事業活動の推進および信頼性の高い効果的な経営の観点から、健全な財務規律を確立します。

④経営者としての役割

社会福祉法人の経営者として、リーダーシップを発揮し、「社会福祉法人行動指針」に基づいた取り組みを実践します。また、地域の生活課題や福祉ニーズに対して迅速に対応します。

4. 第1期中長期計画の骨子

I. 法人経営部門

「ESG 経営を法人運営の基本に」

II. 法人経営部門

「組織経営のガバナンスを強化する」

III. 法人経営部門・サービス提供部門

「福祉サービス充実と持続可能な経営」

IV. 法人経営部門

「地域社会に貢献する」

V. サービス提供部門

「地域での障害児・者への包括的な生活支援」

VI. 法人経営部門

「人材を大切に育成強化する」